

## 地方独立行政法人法の規定により設立団体が行うこととされる事項

※「地独法」＝地方独立行政法人法、「法人」＝公立大学法人

### 1 設立団体（一部事務組合）が行う事項

#### ＜設立団体の役割＞

- ・法人の資本金の額の2分の1以上の財産を出資（地独法6条3項）
- ・法人に出資する財産のうち金銭以外のものの評価（地独法6条5項）
- ・法人の設立、定款の制定、県知事への法人設立認可申請（地独法7条）
- ・評価委員会の設置（地独法11条1項）
- ・法人の理事長及び監事の任命（地独法14条1項・2項）
- ・副理事長及び理事の任命に関する設立団体への届出受理（地独法14条4項）
- ・業務方法書の認可（地独法22条1項）
- ・法人が徴収する料金の上限の認可（地独法23条1項）
- ・中期目標の作成及び法人への指示（地独法25条1項）
- ・中期計画の認可、変更認可（地独法26条1項）
- ・年度計画の受理（地独法27条）
- ・中期目標に係る事業報告書の受理（地独法29条）
- ・財務諸表の承認（地独法34条1項）
- ・法人の会計監査人の選任（地独法36条）
- ・剰余金使用の認可（地独法40条3項）
- ・短期借入金の認可（地独法41条1項）
- ・運営費交付金の交付（地独法42条）
- ・出資等に係る不要財産の認可（地独法42条の2第1項・2項・3項）
- ・重要財産の譲渡、担保供出の認可（地独法44条1項）
- ・法人の会計規程の届出、変更届出受理（地独法45条）
- ・法人解散時に債務を完済するために要する費用の全部負担（地独法105条）

#### ＜設立団体と評価委員会の関係＞

○設立団体の長は、下記の事項について評価委員会の意見を聴かなければならない。

- ・定款の変更（地独法8条4項）
- ・業務方法書の認可（地独法22条3項）
- ・中期目標の作成又は変更（地独法25条3項）
- ・法人から提出のあった中期計画又は計画変更（地独法26条3項・4項）
- ・中期目標の期間の終了時の検討（地独法31条2項）
- ・財務諸表の承認（地独法34条3項）
- ・剰余金・積立金の承認等（地独法40条5項）
- ・限度額を超えての短期借入、償還のための借換えの認可（地独法41条4項）
- ・出資等に係る不要財産の納付等の認可（地独法42条の2第5項・6項）
- ・重要財産の譲渡、担保供出の認可（地独法44条2項）

### 《設立団体の規則で規定すべき事項》

- ・業務方法書に記載すべき事項（地独法 22 条 2 項）
- ・中期目標に基づく中期計画の作成を行うこと（地独法 26 条 1 項）
- ・法人の業務運営に関する事項（地独法 26 条 2 項七号）
- ・中期計画に基づく年度計画の作成を行うこと（地独法 27 条 1 項）
- ・各事業年度における業務実績についての、評価委員会の評価（地独法 28 条 1 項）
- ・中期目標の期間の終了後三月以内に、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出し、公表すること（地独法 29 条 1 項）
- ・中期目標の期間における業務実績について、評価委員会が評価（地独法 30 条 1 項）
- ・財務諸表を作成し、事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出すること  
(地独法 34 条 1 項)
- ・財務諸表を公告し、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一般に公表すること（地独法 34 条 4 項）
- ・納付金の納付手続及び積立金の処分に関し必要な事項（地独法 40 条 7 項）
- ・その他、法人の財務及び会計に関し必要な事項（地独法 46 条）

## 2 設立団体（一部事務組合）の議会が行う事項

### 《議決事項》

- ・定款及び定款変更の承認（地独法 7 条、8 条 2 項）
- ・法人設立時の出資財産の承認（地独法 6 条 2 項・3 項）
- ・評価委員会設置条例の制定（地独法 11 条 3 項）
- ・重要財産の譲渡、担保供出（地独法 44 条 2 項）
- ・出資等に係る不要財産の納付等の認可の承認（地独法 42 条の 2 第 5 項）
- ・法人が徴収する料金の上限の承認（地独法 23 条 2 項）
- ・中期目標の承認、中期目標変更の承認（地独法 25 条 3 項）
- ・法人の解散の承認（地独法 88 条 1 項）
- ・法人の吸収合併の承認（地独法 108 条）
- ・法人の新設合併の承認（地独法 112 条）

### 《議会への報告事項》

- ・設立団体の長は、各事業年度における業務実績、中期目標に係る事業報告書を議会に報告（地独法 28 条 5 項・29 条 2 項）